

別表第3 (第5条関係)

バリアフリー化改修補助対象工事

補助対象工事		補助単価 (単位:円)	仕様・性能	
手すり設置	浴室・便所・脱衣室・玄関等	6,000 /組	浴室、便所、脱衣所、玄関、廊下、アプローチに、工事を伴って手すりを取り付けるもの。1つの場所に2組までとする。	
	階段	17,000 /組	階段に、工事を伴って手すりを片側に取り付けるもの(両側に取り付ける場合、左記の金額を加算する。)	
廊下・出入口幅の拡張	内部建具幅拡張	69,000 /ヶ所	内部出入口枠を有効開口寸法750mm以上に拡張し、建具を取り替えるもの ※内部建具改良との併用は、不可とする。	
内部建具改良	開戸を引戸、折戸又は吊戸に変更	48,000 /ヶ所	開戸から引戸、折戸又は吊戸への変更 ※内部建具幅拡張との併用は、不可とする。	
屋内段差解消	床高のかさ上げ かさ下げ	大(床面積: 10㎡以上)	88,000 /室	便所、浴室、脱衣所その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差(段差が10mmを超える場合に限る。)を解消するために、室全体の床レベルをかさ上げ又はかさ下げすることで、段差のない構造(段差が5mm以下の構造。ただし、浴室は除く。)とするもの
		中(床面積: 5㎡以上10㎡未満)	58,000 /室	
		小(床面積: 5㎡未満)	28,000 /室	
	固定式スロープ設置	8,000 /ヶ所	隣室等との段差が10mm以上の場合で、固定式のスロープを設置し、段差のない構造(5mm以下)とするもの	
敷居・またぎ等撤去	12,000 /ヶ所	開口部において障壁となっている敷居、またぎ等の撤去		
玄関段差改良	固定式の式台等の設置	14,000 /ヶ所	固定式の式台等の設置により、土間とかまちの段差が360mm以上のものを、土間と式台等及び式台とかまちの段差を180mm以下とするもの	
階段改良	緩勾配階段への改良	187,000 /式	勾配 $\leq 22/21$ かつ踏面(T)と蹴上げ(R)の関係が $550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$ かつ $T \geq 195\text{mm}$ 、蹴込み $\leq 30\text{mm}$ 。回り階段部分については、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。	
便所改良	便所面積の増加	78,000 /式	便所の床面積を増加させる工事を行ったもので、便所の長辺が内法寸法で1,300mm以上のもの又は便器の前方又は側方について便器と壁の距離が500mm以上であるもの	
	和式便器を洋式便器に改良	166,000 /式	既存和式便器を節水型の洋式便器(使用水量が6.5L以下)へ変更するもの	
浴室改良	ユニットバス以外から高断熱浴槽ユニットバスへの交換	497,000 /式	高断熱浴槽(4時間後の湯の低下温度が2.5℃以内)のユニットバスを設置するもの ※浴室面積の増加、浴槽またぎ高さ緩和又は別表第2の高断熱浴槽設置との併用不可	
高齢化 対応 付随 工事	便所・浴室 の面積増に 伴う隣室壁 の内装	大(床面積: 10㎡以上)	25,000 /室	廊下幅拡張又はトイレ・浴室の面積増改修により壁の移動を伴う場合で、当該壁に面する隣室等の、全壁面の内装工事を行う場合に限り対象
		中(床面積: 5㎡以上10㎡未満)	18,000 /室	
		小(床面積: 5㎡未満)	8,000 /室	
ヒートショック対策	浴室・脱衣室暖房機器設置	50,000 /ヶ所	浴室又は脱衣所に固定式の暖房機器を設置するもの	
温水式床暖房機器設置		18,000 /㎡	温水式の床暖房機器を新設するもの	
レバーハンドル設置	ドアノブをレバーハンドル式に変更	6,000 /ヶ所	ドアノブをレバーハンドル式に変更するもの	
スイッチ改良		3,000 /ヶ所	幅の広い照明スイッチを設置するもの(電気工事を伴うものに限る。)	
足元照明設置		8,000 /ヶ所	埋め込み型の足元照明を設置するもの(電気工事を伴うものに限る。)	

※補助単価には、消費税及び地方消費税相当額を含まない。